

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
 土壌汚染対策法により要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定を解除する件 五三
- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 五三
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 五三
- 道路の区域を変更する件二件 五三
- 道路の供用を開始する件二件 五三
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 五四
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 五五
- 一般競争入札を行う件二件 五五
- 落札者を決定した件 五七

告 示

福島県告示第六百十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。）の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域の指定の一部を次のとおり解除する。

平成二十八年十月七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 法第六条第四項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域の指定の一部を次のとおり解除する。

1 指定を解除する区域

喜多方市字稲清水二千三百三十四番一、二千三百三十四番一先（道）、二千三百四十一番一、二千三百六十三番及び二千三百八十三番一の各一部で次の図に示す区

域

2 指定を解除する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準（土壌汚染対策法

施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壌含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していなかった特定有害物質（法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類

(一) 土壌溶出量基準に適合しなかった特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

(二) 土壌含有量基準に適合しなかった特定有害物質の種類

なし

3 講じられた指示措置等

土壌溶出量基準に適合しない特定有害物質に汚染された土壌の掘削除去

二 法第十一条第二項の規定により、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定を次のとおり解除する。

1 指定を解除する区域

喜多方市字稲清水二千三百三十三番一、二千三百三十四番一先（道）及び二千三百四十一番一の各一部

2 指定を解除する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類

(一) 土壌溶出量基準に適合しなかった特定有害物質の種類

なし

(二) 土壌含有量基準に適合しなかった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壌含有量基準に適合しない特定有害物質に汚染された土壌の掘削除去

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課及び福島県会津地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。）

（水・大気環境課）

福島県告示第六百十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年十月七日から同年十一月七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十月七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 （仮称）ダイユーエイト横塚店 福島県郡山市横塚二丁目二十七番地一

二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要

1 防犯対策への協力に係る事項（担当 市民安全課）

事業者及び土地所有者は、「郡山市安全で安心なまちづくり条例」の基本理念を理解し、地域社会の一員として犯罪の防止に配慮した環境と必要な措置を講じるように努め、市の防犯対策に協力すること。

2 廃棄物に係る事項等（担当 廃棄物対策課）

産業廃棄物の発生量が百立方メートル以上見込める土木工事または建築物の除却を伴う工事で、当該工事にかかる部分の床面積の合計が千平方メートル以上の場合、工事請負業者は産業廃棄物の処理方法について市へ届出すること。

3 街並みづくり等への配慮等（担当 開発建築指導課）

屋外広告物について、同一敷地内での表示面積が十五平方メートルを超えるため、「郡山市屋外広告物条例」及び「同条例施行規則」に基づき許可申請をすること。

建築物の新築及び広告物の表示に伴い、「郡山市景観づくり条例」に規定する届出済みの計画に変更があれば、同条例第二十四条の規定により届出すること。

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、白河市土地改良区から平成二十八年九月五日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十九日認可した。

平成二十八年十月七日

福島県知事 内堀雅雄

（農村計画課）

福島県告示第六百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十八年十月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道喜多方会津坂	喜多方市字一丁目四六 四七番二地先から	変更前 一一・九 二四・九		六・九

下線 同 市字二丁目四六

六四番地先まで

変更後

一一・〇
九四・二

六・九

（道路計画課）

福島県告示第六百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十八年十月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道徳沢 宝坂線	耶麻郡西会津町群岡字 蟹沢一〇八六番三地从 先まで	変更前 四・〇 二五・五		五九六・二
	同 郡同 町群岡字 銚子口一四八番八地 先まで	変更後 一六・〇 六五・〇		五七五・三

（道路計画課）

福島県告示第六百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十八年十月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月七日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道喜多方会津坂下線	喜多方市字三丁目四八六一番一地从先から 同 市字三丁目四八六一番二地先まで	平成二十八年十月七日

福島県告示第六百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十八年十月七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年十月七日

福島県知事 内堀雅雄

（道路計画課）

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道徳沢宝坂線	耶麻郡西会津町群岡字蟹沢一〇八 六番三地先から 同 郡同 町群岡字銚子口一一 四八番八地先まで	平成二十八年十月七日

（道路計画課）

福島県告示第六百二十五号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十八年九月二十三日次のとおり指定した。
平成二十八年十月七日

福島県知事 内堀雅雄

指定の有効期間

売りさばき所の名称
及び所在地

氏名又は名称 住所

株式会社モン シェ 岩瀬郡鏡石町不時 平成二八年十月一日から
沼二六〇番地 平成三三年九月三十日まで

株式会社モンシェ
岩瀬郡鏡石町不時沼
二六〇番地
（出納総務課）

公 告

公告第二百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、喜多方市から喜多方都市計画墓園の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十月七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する図書
 - 二 縦覧場所
- 総括図、計画図及び計画書の写し
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県喜多方建設事務所企画管理部企画調査課
（都市計画課）

公告第256号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成28年10月7日

福島県知事 内堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 N a I (T 1) シンチレーション式測定装置及び電離箱式測定装置 10式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成29年3月31日（金）
- (4) 納入場所 繁岡局ほか計6か所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成28年10月31日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成28年10月7日（金）から同月31日（月）まで（土曜日、日曜日及び同月10日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成28年10月18日（火）午後3時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成28年11月18日（金）午後2時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成28年11月17日（木）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : NaI (Tl) Scintillation-type Measuring Apparatus and Ionization Chamber-type Measuring Apparatus 10 sets
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 2:00 p.m., 18 November 2016
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 17 November 2016
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

公告第257号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成28年10月7日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 防毒マスク及び吸収缶 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成29年3月31日（金）
- (4) 納入場所 南相馬原子力災害対策センターほか計22か所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成28年10月31日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成28年10月7日（金）から同月31日（月）まで（土曜日、日曜日及び同月10日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に

同じ。

- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成28年10月19日(水)午前11時 福島県出納局入札用度課
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成28年11月18日(金)午後1時30分 福島県出納局入札用度課(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成28年11月17日(木)午後5時までに必着のこと。)
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項
- この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Gas Respirators and Direct-Mounting-small type Chemical Cartridge 1 set
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 13:30 p.m., 18 November 2016
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 17 November 2016
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

公告第258号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成28年10月7日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (1) 除雪ドーザⅢ(14t級) 1台
 - (2) 除雪ドーザⅣ(18t級) 1台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成28年9月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 1の(1)に掲げる物品等 コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
 - (2) 1の(2)に掲げる物品等 コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
- 5 落札金額

-
- (1) 1の(1)に掲げる物品等 15,930,000円
(2) 1の(2)に掲げる物品等 20,336,400円
6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
7 特例政令第6条の公告を行った日
平成28年8月5日

(入札用度課)